

佐野短期大学シラバス2013

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
法学 Jurisprudence		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義		選択	
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
民法Ⅰ・民法Ⅱ・不動産関係法等、法に関連する科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
高須則行	非常勤講師室	出講曜日	授業中に指示します	
授業の概要				
我々の社会においては争いは避けられないものです。そこで、その争いを解決する制度、いわゆる裁判制度が存在しています。この授業では、その裁判制度にどのようなものがあるのか、そして、その裁判制度において用いられている考え方、いわゆる法的なものの考え方とその道具立てを説明しようと思います。				
授業の到達目標				
現代社会において紛争を解決する際に重要視されている裁判制度、その際に用いられている法に基づく仕方（法的思考）がどのようなものであるかを理解することができるようにする。				
授業の方法				
人数にもよりますが、受講者はグループに分かれて、教科書を読みこんで、どのような内容が書いてあるかをまとめ、発表してもらい、みんなで討論してもらおう。				
学習の成果				
①文章読解能力を身につけることができる。 ②コミュニケーション能力及びプレゼンテーション(発表)能力を身につけることができる。 ③日常生活と関連ある法律の考え方を理解することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	法学へのいざない(授業の内容・進め方等)			
第2回目	「丸刈り校則裁判の始まり」から「判決」まで			
第3回目	裁判所の決定に不服がある場合			
第4回目	「丸刈り校則裁判の先例」と「裁判がもたらしたもの」			
第5回目	「主張を実現するための裁判」と「裁判による権利の実現」			
第6回目	「強力な裁判」と「争いを解決する役割」と「判断の基準としての法律」			

第7回目	「裁判の出番」と「裁判で決められないこと」と「裁判が使えるかどうか」		
第8回目	「基準が見えない昔の裁判」と「宗教による裁判」と「先例による裁判」		
第9回目	「法律による裁判」と「法律による裁判の利点」と「罪刑法定主義」		
第10回目	裁判での法律の働き方（民事裁判の例と刑事裁判の例）		
第11回目	「判決の予想が難しい場合」と「なぜ予想が難しくなるのか」と「法律の意味についての意見の違い」		
第12回目	「離婚できるか」と「法律の意味がはっきりしない場合」と		
第13回目	「法律はいつも過去のもの」と「脳死の扱い」		
第14回目	「あいまいな法律?」と「不完全だから良い?」		
第15回目	まとめと試験		
成績評価の方法と基準			
	評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度			
レポート	20%	教科書の内容を的確にまとめられている点	
調査報告書			
小テスト			
中間・学期末試験	30%	基本的知識の理解度	
発表内容（態度含む）	50%	体系的知識の理解度	
その他			
教科書と参考図書			
教科書：後藤昭著『新版わたしたちと裁判』（岩波書店・2006）・『セレクト六法』（岩波書店・2013）			
履修上の心得・ルール			
テキスト・六法は必ず持ってくること、ノートに取ること			